

保育所勤務職員の配置基準

H25.4.1 現在

保育士

	国の支弁の基準	市（公立）	参考（私立）
園長	国の支弁において、施設長の設置・未設置により単価に違いあり	各保育所に1人配置	国の支弁において、施設長の設置・未設置により単価に違いあり
主任	国の支弁において、主任保育士の専任加算あり	各保育所に1人配置	国の支弁において、主任保育士の専任加算あり
児童数に基づく配置基準により配置する保育士	0歳児 概ね 3人 に対し 保育士 1人 1, 2歳児 概ね 6人 に対し 保育士 1人 3歳児 概ね 20人 に対し 保育士 1人 4, 5歳児 概ね 30人 に対し 保育士 1人	0歳児 概ね 3人 に対し 保育士 1人 1, 2歳児 概ね 5人 に対し 保育士 1人 3歳児 概ね 20人 に対し 保育士 1人 4, 5歳児 概ね 30人 に対し 保育士 1人	国の基準に同じ
病休要員（保育士）		病休代替要員を公立保育園全体（27園）で5人配置	なし
その他1（保育士）		フリー保育士を各保育所に1人配置（全園で27人配置）	市の補助金（予備保育士の雇用に要する費用）1園2名分
その他2（保育士）		変則勤務に伴う加配を公立保育園全体（27園）で19人配置	
その他3（保育士）	国の支弁における運営費の内の人件費において、定員が90名以下の保育所においては、児童数に基づく配置基準のほか1名配置する必要あり	国の支弁を受けていないため適用なし。	国の支弁における運営費の内の人件費において、定員が90名以下の保育所においては、児童数に基づく配置基準のほか1名配置する必要あり

看護師

	国の支弁の基準	市（公立）	参考（私立）
看護師		各保育所に1人配置	市の補助金（産休明け保育に伴う看護師の雇用に要する費用）1園1名分

栄養士

	国の支弁の基準	市（公立）	参考（私立）
栄養士		各保育所に1人配置	市の補助金（主食給食に関する調理員、栄養士の雇用にあつする費用）1園1名分（栄養士又は調理員）

給食調理員

	国の支弁の基準	市（公立）	参考（私立）
給食調理員	入所児童 1人～ 40人 → 給食調理員1人 入所児童 41人～150人 → 給食調理員2人 入所児童 151人～ → 給食調理員3人	入所児童 1人～100人 → 給食調理員2人 入所児童 101人～150人 → 給食調理員3人 入所児童 151人～200 → 給食調理員4人 入所児童 201人～ → 給食調理員5人 ※上記に加配 3歳未満児 51人～ 70人 → 給食調理員1人（3時間勤務） 3歳未満児 71人～ → 給食調理員1人（6時間勤務）	国の基準にプラスして、市の補助金（主食給食に関する調理員、栄養士の雇用にあつする費用）1園1名分（栄養士又は調理員）

事務職員

	国の支弁の基準	市（公立）	参考（私立）
事務職員	国の支弁において、事務職員の雇上加算あり		国の支弁において、事務職員の雇上加算あり

用務員

	国の支弁の基準	市（公立）	参考（私立）
用務員		各保育所に1人配置	なし

保育補助要員

	国の支弁の基準	市（公立）	参考（私立）
保育補助要員		各園のクラス数÷4（小数点以下切捨て）を配置（4時間勤務）	なし